

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

不動産情報ライブラリ

国交省は不動産取引の参考となる情報を集約したWEBサイトを運用開始。取引価格や地価公示等の価格情報をはじめ、防災、都市計画、周辺施設等を地図上に表示。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

4/ 8(月) 先勝 花まつり
9(火) 先負 旧暦3月1日
10(水) 仏滅 源泉所得税の納付期限、日米首脳会談、法テラスの日
11(木) 大安 メートル法公布記念日、日米比首脳会談
12(金) 赤口
13(土) 先勝 大阪・関西万博開幕まで1年
14(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/ 1(月)	39,803 ▼566	151.34 ▼0.01
2(火)	39,839 △36	151.67 ▼0.33
3(水)	39,452 ▼387	151.67 ± 0
4(木)	39,773 △321	151.68 ▼0.01
5(金)	38,992 ▼781	151.33 △0.35

4月から始まる主な制度（その他）

労働・社保・税制以外の主な制度は次のとおりです。

◎**相続登記の申請義務化**……相続（遺言も含む）によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は「不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内」に相続登記の申請をすることが義務付けられました。施行前の相続で取得した不動産も相続登記をしていない場合は義務化の対象となり、令和9年3月までに相続登記をする必要があります。なお、遺産分割がまとまらない場合などに、簡易に申請義務を履行できる「相続人申告登記」が新設されます。

◎**民法（親子法制）の改正**……嫡出推定制度が見直され、* 婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子でも、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定する規定を設ける、* 女性の再婚禁止期間を廃止、* 夫のみに認められていた嫡出否認権を子及び母にも認める、など。

◎**商標法の改正**……* 他人が既に登録している商標と類似する商標でも、先行商標権者の同意があり、混同が生じるおそれがない場合は併存登録ができる「コンセント制度」を導入、* 氏名を含む商標でも一定の知名度がある等の要件を満たす場合は、同姓同名の他人の受諾がなくて登録が可能となります。

◎**不正競争防止法の改正**……* デジタル空間において他人の商品形態を模倣した商品の提供行為を規制対象にする、* 他者と共有するビッグデータは、秘密管理されたものも限定提供データとして保護対象にする、* 不正競争によって利益を侵害された場合の損害賠償額算定規定を拡充、* 営業秘密の不正な使用等の推定規定を元々アクセス権限のある者（元従業員等）などにも適用する、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201514

土地の相続登記に係る登録免許税の免税措置

今月から相続登記の申請が義務化されました。相続により土地を取得した場合の相続登記について、本来は土地の価額に対して0.4%の登録免許税が課せられますが、①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合、又は②不動産の価額が100万円以下の土地である場合は、登録免許税の免税措置が受けられます。

①は登記名義人の被相続人Aから相続により土地を取得した相続人Bが相続登記をしないまま亡くなった場合に、Bを土地の登記名義人とするための相続登記が該当します。また、②は不動産の価額が100万円以下の土地を相続により取得した相続人が相続登記を受ける場合が該当します。

公的年金を受給する給与所得者の定額減税

令和6年度税制改正が成立し、定額減税が実施されますが、給与所得者は主たる給与の支払者のもとで6月以後最初に支払われる給与等の源泉徴収税額から控除が行われ、公的年金等の受給者は6月以後最初に支払われる公的年金等の源泉徴収税額から控除が行われます。

公的年金等の支払を受ける給与所得者については、給与等と公的年金等の両方で定額減税の適用を受けることとなりますが、確定申告で重複控除の精算を行います。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年4月から適用開始となる主な制度（労働・社保・税制以外）

◆相続登記の申請義務化

- ・相続（遺言を含む）により不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。
- ・上記の基本的義務とは別に、遺産分割が成立した場合の追加的義務として、遺産分割の成立日から3年以内にその内容を踏まえた所有権の移転の登記を申請することが義務付けられました。
- ・正当な理由がないのに相続登記の申請義務を怠った場合、10万円以下の過料の対象となります。
- ・施行日（令和6年4月1日）より前に開始した相続によって不動産を取得した場合であっても、相続登記をしていない場合には、相続登記の申請義務化の対象となり、令和9年3月31日まで（不動産を相続で取得したことを知った日が令和6年4月以降の場合は、その日から3年以内）に相続登記をする必要があります。
- ・3年以内に相続登記の申請をすることが難しい場合などに簡易に相続登記の申請義務を履行できるようにする仕組みとして、「相続人申告登記」が新設されました。

◆民法（親子法制）の改正による嫡出推定制度の見直し

- ・婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとしました。
- ・女性の再婚禁止期間を廃止しました。
- ・これまでは夫のみに認められていた嫡出否認権を、子及び母にも認めました。
- ・嫡出否認の訴えの出訴期間を1年から3年に延長しました。

◆商標法の改正

- ・先行登録商標と同一又は類似する商標であっても、先行登録商標権者の同意（コンセント）があり、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないものについては、併存登録を認める「コンセント制度」を導入されました。
- ・「他人の氏名」を含む商標の登録要件を緩和し、一定の知名度の要件と出願人側の事情を考慮する要件（政令要件）を満たす場合は、同姓同名の他人の承諾なく登録を受けることができます。

◆不正競争防止法の改正

- ・他人の商品の形態を模倣した商品の提供行為について、デジタル空間上の商品形態模倣品の提供行為（電気通信回線を通じて提供する行為）も不正競争の対象とします。
- ・ビッグデータを他者に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求等を可能とします。
- ・損害賠償額算定規定に関して、対象情報を営業秘密全般に拡充し、データや役務を提供する場合にも拡充するとともに、被侵害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として増額請求できるなど規定を整備しました。
- ・営業秘密の使用等の推定規定に関して、適用対象を元々アクセス権限のある者（元従業員など）や、不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者にも、悪質性が高いと認められる場合に限り拡充しました。
- ・商標法のコンセント制度により同意した両者のうち一方が、不正の目的でなく商標を使用している場合には、その者の商標の使用行為を不正競争行為として扱わない（適用除外）こととします。
- ・OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で実施するため、自然人及び法人に対する法定刑を上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とします。
- ・国際的な営業秘密侵害事案における手続を明確にするため、国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本の不正競争防止法を適用します。

◆その他

- ・金融商品取引法の改正により、四半期報告書を廃止し、上場会社に対して半期ごとに半期報告書の提出を義務付ける、など。
- ・特許出願の審査請求料の減免制度について、減免を受ける特許出願の件数に一部制限を設ける。
- ・配偶者暴力防止法の改正により、*接近禁止命令等の申立てができる被害者を拡大、*「被害者への電話等禁止命令」の対象行為の追加、*接近禁止命令等の期間を1年間に延長、*保護命令違反の厳罰化、など。